

水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（業務・産業部門）実施要綱 新旧対照表

改正案	現行
<p>(制定) 平成29年6月15日付29都環公総地第551号 (改正) 平成30年8月6日付30都環公地温第695号 (改正) 令和元年7月2日付31都環公地温第501号 (改正) 令和2年3月31日付31都環公地温第2310号 (改正) 令和2年11月24日付2都環公地温第1877号 (改正) 令和3年11月24日付3都環公地温第1895号 <u>(改正) 令和4年3月23日付4都環公地温第3177号</u></p> <p>第1条 この要綱は、水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（業務・産業部門）実施要綱（平成29年4月14日付29環地次第2号東京都環境局長決定。以下「実施要綱」という。）第5 3の規定に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が事務を執行する水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（業務・産業部門）（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、事業の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。</p> <p>第10条 略</p>	<p>(制定) 平成29年6月15日付29都環公総地第551号 (改正) 平成30年8月6日付30都環公地温第695号 (改正) 令和元年7月2日付31都環公地温第501号 (改正) 令和2年3月31日付31都環公地温第2310号 (改正) 令和2年11月24日付2都環公地温第1877号 (改正) 令和3年11月24日付3都環公地温第1895号</p> <p>第1条 この要綱は、水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（業務・産業部門）実施要綱（平成29年4月14日付29環地次第2号東京都環境局長決定。以下「実施要綱」という。）第5 3の規定に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が<u>東京都（以下「都」という。）の委託を受け</u>事務を執行する水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（業務・産業部門）（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、事業の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。</p> <p>第10条 略</p> <p><u>2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。</u></p>

<p>第24条 略 2～4 略</p>	<p>第24条 略 2～4 略 <u>5 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項及び前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。</u></p>
<p>第25条 略 2～4 略</p>	<p>第25条 略 2～4 略 <u>5 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項から第3項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。</u></p>
<p>第26条 略 2 略</p>	<p>第26条 略 2 略 <u>3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。</u></p>
<p>第27条 略 2 略</p>	<p>第27条 略 2 略 <u>3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。</u></p>
<p>第28条 略</p>	<p>第28条 略 <u>2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該項の規定を適用する。</u></p>

<p>第29条 略 2～4 略</p> <p>第31条 略 2 略</p> <p>第32条 略</p> <p>附 則（平成29年6月15日付29都環公総地第551号） この要綱は、平成29年6月16日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年8月6日付30都環公地温第695号） この要綱は、平成30年8月6日から施行する。</p> <p>附 則（令和元年7月2日付31都環公地温第501号） この要綱は、令和元年7月2日から施行する。</p> <p>附 則（令和2年3月31日付31都環公地温第2310号） この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和2年11月24日付2都環公地温第1877号） この要綱は、令和2年12月8日から施行する。</p>	<p>第29条 略 2～4 略</p> <p><u>5 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前4項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。</u></p> <p>第31条 略 2 略</p> <p><u>3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。</u></p> <p>第32条 略</p> <p><u>2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。</u></p> <p>附 則（平成29年6月15日付29都環公総地第551号） この要綱は、平成29年6月16日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年8月6日付30都環公地温第695号） この要綱は、平成30年8月6日から施行する。</p> <p>附 則（令和元年7月2日付31都環公地温第501号） この要綱は、令和元年7月2日から施行する。</p> <p>附 則（令和2年3月31日付31都環公地温第2310号） この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和2年11月24日付2都環公地温第1877号） この要綱は、令和2年12月8日から施行する。</p>
--	--

水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（業務・産業部門）実施要綱 新旧対照表

<p>附 則（令和3年11月24日付3都環公地温第1895号） この要綱は、令和3年12月7日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和5年3月23日付4都環公地温第3177号）</u> <u>この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則（令和3年11月24日付3都環公地温第1895号） この要綱は、令和3年12月7日から施行する。</p>
---	--